

平成二十一年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
は、その翌営業日に支払う（以
て同じ）。規定する期日にについ
て同じ。）、次号及び第十五号にお
いて同じ。

額面金額の総額× $\frac{0.9}{100} \times \frac{16}{365}$

(一) 年〇九パーセント
各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出し
た金額を第十八号に規定する。期日には、次に規定するものとす

十
八
七
六
五

払
込
期
所
日
支
元
利
金
金
額
償
還
期
限
償
還
期
子
以

額面金額 $\times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}$

平 日 額 平 る い 日 毎
成 本 面 成 利 て を 年
二 銀 金 二 子 、 支 六
十 行 額 十 を そ 払 月
一 百 五 支 の 期 二
年 円 年 払 日 と 十
一 に 十 う 以 し 日
月 つ 二 。 前 、 及
五 き 月 六 各 び
日 百 二 月 支 十
円 十 間 払 二
日 に 期 月
属 に 二
す お 十